

尼崎城址公園 公園内行為について

・許可が必要となる内容

尼崎市都市公園条例 第3条第1項に掲げる内容

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公園の全部又は一部を独占して利用すること。

→具体的に許可が必要となる行為の内容については、お問い合わせください。なお、専ら営利を目的とする行為は許可しません。営利を伴うイベントを開催する場合は、市の後援名義等が必要となります。

・許可できない場合

尼崎市都市公園条例 第3条第4項に掲げる内容

- (1) 公衆の公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公園の施設又は設備、工作物その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させるおそれがあるとき。

・公園使用許可時間

・ 7:00～19:00

※19時以降も使用される場合は、実施内容を考慮する必要があるため、相談が必要となります。

・申請期間

・ 使用日の3か月前～2週間前

・申請時に提出が必要な資料

- (1) 公園行為許可申請書
- (2) 公園使用料減免申請書
- (3) 公園平面図
- (4) 企画書、チラシ、要綱、パンフレットなど、行為の詳細の内容がわかるもの
- (5) 昨年度の行為内容の写真
- (6) 搬入搬出時の計画及びイベントのタイムスケジュール、レイアウト等

※(6)の提出に関しては、市及び指定管理者、市の後援をとった利用者主催のイベント、公

園内の一定空間を独占的に利用する大規模イベント（概ね 300 m²以上の公園敷地を利用するもの）を対象とします。

以 上

公園内行為許可条件（尼崎城址公園）

・各行為で共通する許可条件

- (1) 都市公園法及び同法施行令並びに尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則を守ること。
- (2) 許可に係る行為を行う場所に許可書を掲示すること。
- (3) 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (4) 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- (5) 許可を受けた者が公園を荒廃又は、き損したときは、その損害の責を負うこと。
- (6) 許可を受けた者は自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復して許可期間満了と同時に返還すること。
- (7) 許可を受けた者は周辺住民及び他の公園利用者に行為について十分な事前説明を行い、周辺住民及び公園利用者に影響を及ぼすことの無いようにすること。
- (8) 公益上やむを得ない必要が生じた場合、この許可の取消をすることがある。
- (9) 点字ブロックの上やその周囲には物を置かないこと。
- (10) 別紙「イベント実施時のご利用案内（尼崎城址公園）」を遵守すること。

以下の行為の場合は、上記以外に許可条件があります。

選挙、ライブ等

- ・拡声装置等の音量には十分注意すること。支障が生じたときは、この許可の取消をすることがある。

募金活動

- ・募金活動終了後、送金の領収書のコピー等、送金履歴がわかる書類を提出すること。

撮影

- ・公園利用者の妨げにならないように撮影すること。また、撮影にあたっては対象者の承諾を得ること。

駐輪

- ・駐輪する場所は歩行者等が通行できる幅を確保するとともに、必ず整理員配置すること。

道具の使用

- ・発電機等の燃料を持ち込む場合は責任者を定め厳重に管理すること。
- ・現場から離れる時は、道具類を残地しないこと。
- ・火器を使用する場合は、消防署へ届け出ること。

以 上

イベント実施時のご利用案内（尼崎城址公園）

- (1) 企画内容によっては、尼崎城址公園で開催できないものもあるため、必ず事前に電話で開催可能な企画なのか確認してください。（中央公園管理事務所：06 - 6417 - 5609）
- (2) 許可の申請は使用開始日の 3 ヶ月前から受け付け、申請書は 2 週間前までに中央公園管理事務所へ提出してください。

※市及び指定管理者、（一社）あまがさき観光局の使用（主催・共催・後援イベント含む）については、突発的な対応、積極的な大規模イベント誘致の観点も踏まえて 1 年前から当日までの申請を可能とします。

※申請は、詳細調整、協議の完了したものを許可するため、内容によっては希望の日程で実施出来ない場合もあり、余裕をもって企画内容の詳細調整、協議を完了していただくことが望ましいです。
- (3) イベント時の音量（音圧）は、設営完了後のリハーサル時に公園管理者の確認を受け、指示に従ってください。また、イベント開催中は主催者・スタッフが常時、音量（音圧）の確認を行い、苦情などあった場合は、ただちに主催者側で音量（音圧）を下げるなど処置することがあります。スピーカーを使用しての楽器演奏等、大きな音が断続的に発生する用途での使用は禁止します。また、人工芝広場に関しては、原則、城側にスピーカーを向けてください。
- (4) 尼崎城址公園は住宅に面する公園であることから、近隣環境への影響を考慮し、企画概要の周知など十分に説明し、理解を得た上で申請してください。また、企画開催当日の運営、企画の安全確保、他の来場者の安全確保、苦情対応等は主催者側の責において誠実にかつ速やかに対応してください。

※イベントの内容によっては、地域住民への説明及びチラシ配布、臨時説明会の開催等を求める場合もあります。
- (5) 申請後に企画内容の追加・変更が生じた場合は、すみやかに中央公園管理事務所と協議し、管理者の指示に従ってください。（協議無く開催された場合、最悪当日中止させていただく場合があります。その際の使用料の還付は致しません。）
- (6) 警察署、消防署等関係機関へ必要な届け出を行ってください。
- (7) イベント終了後、企画で発生したゴミは主催者側で適切に搬出、処分するとともに、敷地内及び敷地周りの清掃状況や公園施設等の損壊について、公園管理者の立ち会いによる現場確認を受けてください。万一、汚れや施設損壊等があった場合は、速やかに原状回復をしてください。
- (8) イベントに起因して発生する周辺道路の混雑や違法駐車等への対応は申請者で行ってください。
- (9) イベント実施時の来城者や通行者の安全性に配慮した警備スタッフを適所に配置してください。

以 上

車両乗り入れについてのご利用案内

- 1 都市公園法及び同法施行令並びに尼崎市都市公園条例及び同条例施行規則を守ること。
- 2 許可なく使用目的以外の用途に使用しないこと。
- 3 許可を受けた者が第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任において解決すること。
- 4 許可を受けた者が公園を荒廃又は、き損したときは、その損害の責を負うこと。
- 5 車両の公園進入時及び走行時は、最徐行（時速 5km 以下での走行＋ハザードランプの点灯）すること。その他、誘導員の配置、車止めの管理を行うなど公園利用者等に対し、危険のないよう安全管理に十分留意すること。
- 6 車両乗り入れは、資材を搬出入する場合及び指定管理者がやむを得ないと判断したもののみ許可する。利用時間中の園内での駐車は許可しない。近隣の駐車場へ止めること。
- 7 許可期間中は、随時、車両の轍を解消するなど、走行路の環境美化に努めること。許可期間が満了したときは、自己の費用をもって許可に係る物件を原状に復すること。
- 8 車止めが重たいため、人員を準備し、利用者の責任で脱着をすること。車の出入時において、車止めは駐車場内の作業者専用のゾーンに置いておくこと。脱着時は安全確認のためカラーコーンを置くこと。
- 9 車乗り入れ時は、車両乗入許可証を車外から見える場所に掲示すること。

以 上